

## 佐賀県豚熱経ロワクチン散布業務委託契約書（案）

佐賀県野生イノシシ豚熱対策協議会（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、佐賀県豚熱経ロワクチン散布業務）に関し、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲は、佐賀県豚熱経ロワクチン散布業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（委託期間）

第2条 委託期間は、契約締結の日から令和9年2月20日までとする。

（委託料）

第3条 委託業務の委託料（以下「委託料」という。）は、金〇〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税額金〇〇〇〇円）とする。

（委託内容）

第4条 乙が行う委託業務については、別に定める、佐賀県豚熱経ロワクチン散布業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は佐賀県財務規則第115条第3項第7号を参考に免除とする。

（再委託の制限）

第6条 乙は、この委託業務達成のため、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ文書により甲に申請し、その承認を得なければならない。

2 前項の場合において、乙は、再委託した業務の全てについて責任を負わねばならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第7条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲が書面による承諾をしたときは、この限りではない。

（事故等の報告）

第8条 乙は、委託業務の履行に支障が生じるおそれのある事故の発生を知ったときは、直ちにその旨を甲に報告するとともに、速やかに応急措置を講じなければならない。又、遅滞なく詳細な報告書並びに今後の方針案を甲に提出するものとする。

（著作権）

第9条 乙がこの委託業務を通じて新たに作成した制作物についての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。以下同じ。）は、甲に帰属するものとし、甲に権利が帰属するこれらの制作物（データ、イラスト、写真、文章など）を無償で自由に二次利用できるものとする。

2 乙は甲に対し、この委託業務に係る著作物が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとし、第三者が権利を保有する著作物を使用する際は、権利処理を確実に行うものとする。

（著作者人格権、肖像権）

第10条 乙は、乙及び甲の指定する者に対し、制作物に関する著作者人格権を行使しないものとし、制作者が著作者人格権を行使しないこと及び掲載された人物が肖像権を行使しないことを保証するものとする。

（委託料の請求及び支払い）

第11条 乙は、業務を完了したときは、業務の完了に関する報告書等を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の規定による報告を受けたときは、受理した日から起算して10日以内に検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。

3 乙は、前項の検査に合格し、委託業務が完了したときは、甲に対して業務委託請求書（様式第1号）を提出するものとする。

4 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求書を受理した日から30日以内に支払わなければならない。

（前金払）

第12条 乙は、前条の規定にかかわらず、甲に対し、委託料の2分の1を限度として前金払を請求することができる。

2 乙は、前項の規定により前金払を請求するときは、業務委託前金払請求書（様式第2号）を甲に提出するものとし、甲は、請求書を受理した日から起算して30日以内に支払わなければならない。

（契約の解除）

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（1）乙がその責めに帰する理由によりこの契約に違反したとき。

（2）乙が委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。

（3）自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6

号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(損害賠償)

第14条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(延滞利息)

第15条 乙の責に帰すべき理由により、履行期間内に委託業務を完了しない場合、また、前項に定める損害賠償が生じた場合で、甲が定める日までに賠償金を支払わなかった場合には、乙は、遅延日数に応じ、委託料に対し、年3.0パーセントの割合で計算した額を甲に納付しなければならない。

2 甲の責に帰すべき理由により、支払いが遅延した場合には、乙は、遅延日数に応じ、未受領金額に対し、年3.0パーセントの割合で計算した額を甲に請求することができる。

(費用の負担)

第16条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(機密保持義務)

第17条 乙及び乙の使用人は、この契約の遂行上知り得た一切の情報を他の目的に使用し、又は、第三者に開示・漏えいしてはならない。

2 乙及び乙の使用人が第1項及び第2項の規定に違反したことにより、第三者に損害を与えた場合には、乙は、その損害を賠償しなければならない。

3 本条の規定は、この契約が終了し又は解約された後においても効力を有する。

(契約内容の不適合に係る責任)

第18条 甲は、納入された成果物に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態(以下「契約不適合」という。)があるときは、次項に定める場合を除き、その修補、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完を請求(以下「追完請求」という。)することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の

追完をすることができる。

- 2 甲が契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）を知ったときから1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、追完請求することができない。ただし、乙が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（存続事項）

第19条 本契約終了後も、第9条（著作権）、第10条（著作者人格権、肖像権）、第14条（損害賠償）、第17条（機密保持義務）、第18条（契約内容の不適合に係る責任）及び本条は有効に存続するものとする。

（協議）

第20条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号  
佐賀県野生イノシシ豚熱対策協議会  
会長 北村 玲 印

乙

印

様式第1号（第11条関係）

令和 年 月 日

佐賀県野生イノシシ豚熱対策協議会長 様

所在地  
受託者 団体名  
代表者名

業 務 委 託 請 求 書

令和 年 月 日付け野豚協第 号で通知があった佐賀県豚熱経口ワ  
クチン散布業務委託について、下記金額を交付されるよう請求します。

記

請 求 額	金	円
内 訳	委託金額	金 円
	支払済額	金 円
	今回請求額	金 円
	残 額	金 円

【振込先】			
金融機関名		支店名	
預金種類		口座番号	
口座名義人			

様式第2号（第12条関係）

令和 年 月 日

佐賀県野生イノシシ豚熱対策協議会長 様

所在地  
受託者 団体名  
代表者名

業 務 委 託 前 金 払 請 求 書

令和 年 月 日付け野豚協第 号で通知があった佐賀県豚熱経口ワ  
クチン散布業務委託について、下記金額を交付されるよう請求します。

記

請 求 額	金	円
内 訳	委託金額	金 円
	支払済額	金 円
	今回請求額	金 円
	残 額	金 円

【振込先】			
金融機関名		支店名	
預金種類		口座番号	
口座名義人			